新型コロナウイルス感染症の発生に伴う公園の目的外使用に関する ガイドライン(令和5年3月13日改定版)

1. 趣旨

本がイドラインは、新型コロナウイルス感染症の発生を受け、市民の生命と 安全を確保するため、市民公園及び都市公園等可児市が所有する公園の目的外 使用(以下「使用」という)に関する取り扱いを示すものである。

なお、国または県から公共施設の取り扱いについて指示等が示されるなど、 状況に変化があった場合は、本ガイドラインも見直すものとする。

2. 使用の制限について

(1) 使用人数の制限

使用する区域において、適切な間隔を確保できない場合は、使用を許可しない。だたし、イベント参加者が5,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、都市整備課とともに岐阜県に事前相談を実施する。

(2) 使用者の制限

使用者に次のいずれかの症状がある場合は、当該使用者の使用を控えても らうよう周知徹底する。

ア 発熱等症状のある者

イ 陽性の者及び同居家族に陽性の者がいる者

3. 遵守事項について

公園の使用についての遵守事項は、可児市市民公園の設置及び管理に関する 条例第6条、可児市都市公園条例第4条及び可児市公の施設に関する規則に定め るほか、次に掲げるとおりとする。

- (I) 「新型コロナウイルス感染症防止対策に基づく公園の目的外使用チェックリスト」(別紙 I) に必要事項を記載の上、申請時に提出すること。
- (2) マスクの着用は個人の判断に委ねることとする。(意思に反しマスクの 脱着を強いることがないようにする)
- (3) 密集場面を回避すること。ただし、同居の家族の間においては、この限

りではない。

- (4) 物販等、不特定多数の者が来場する場合は、密集が発生しないなど対策 を徹底すること。
- (5) 入退場時、休息時間や待合場所等を含め、3 密環境回避の実施をすること。
- (6) 感染拡大防止のための業種別ガイドライン等に則した感染防止対策の徹底をすること。
- (7) 活動で発生した廃棄物は、使用者が持ち帰ること。

4. 公園における感染症防止対策について

- (I) 市が所有する公園の感染症防止対策実施責任者(以下「実施責任者」という。)は、都市整備課長を充てる。
- (2) 申請者は、公園の使用にあたって、「新型コロナウイルス感染症防止対策に基づく公園の目的外使用チェックリスト」(別紙 I)に基づき、適切な感染症防止対策を実施すること。
- (3) 実施責任者は、申請者から「新型コロナウイルス感染症防止対策に基づく公園の目的外使用チェックリスト」(別紙 I)を提出させ、使用の可否を判断する。
- (4) 実施責任者は、申請者に「公園を使用される皆様へ」(別紙2)を渡して、遵守事項の徹底を図る。

5. 留意事項

公園の使用に当たっては、本ガイドラインの他に、可児市 新型コロナウイルス感染症防止対策 施設運営及び市主催事業実施 基本指針で示す事項に留意するものとする。

6. 適用期間

本ガイドラインの適用は、令和5年3月13日から、日本政府による新型コロナウイルス感染症の終息宣言が発表される日までとする。